遠賀町農業委員会通信

第 19 号
令和 4 年 10 月 20 日発行
＜発行責任者＞
遠賀町農業委員会
会長　三原　高志

「人・農地プラン」から「地域計画」へ

令和3年度までに、それぞれの地区において、皆さんの話合いで、「人・農地プラン」の実質化を行ってきました。令和5年4月に施行予定の農業経営基盤強化促進法の改正により「人・農地プラン」は「地域計画」と名称を変えて同法に位置づけられる予定です。

「地域計画」は令和6年度までに作成することになりますが、その計画の中で新たに10年後に目指す地域の農地利用を示した「目標地図」を作成する必要があります。「目標地図」とは農地1筆ごとに10年後の耕作者を決めた地図のことです。

計画を作成するためには、地域の農業の現状を把握した後に5～10年後の地域農業の方針を地域で話し合って決めていく必要があります。

ただし、当初の作成時から100％の完成度が必要ではなく、話し合いを重ねて随時変更しながら、徐々に完成度を高めていくことで最終的に受け手ごとに集約化した目標地図へと近づけていくことになります。

今後、計画作成に当たり、地域の農業の将来についての話し合いの場を設定させていただきますので、ご協力をよろしくお願い致します。

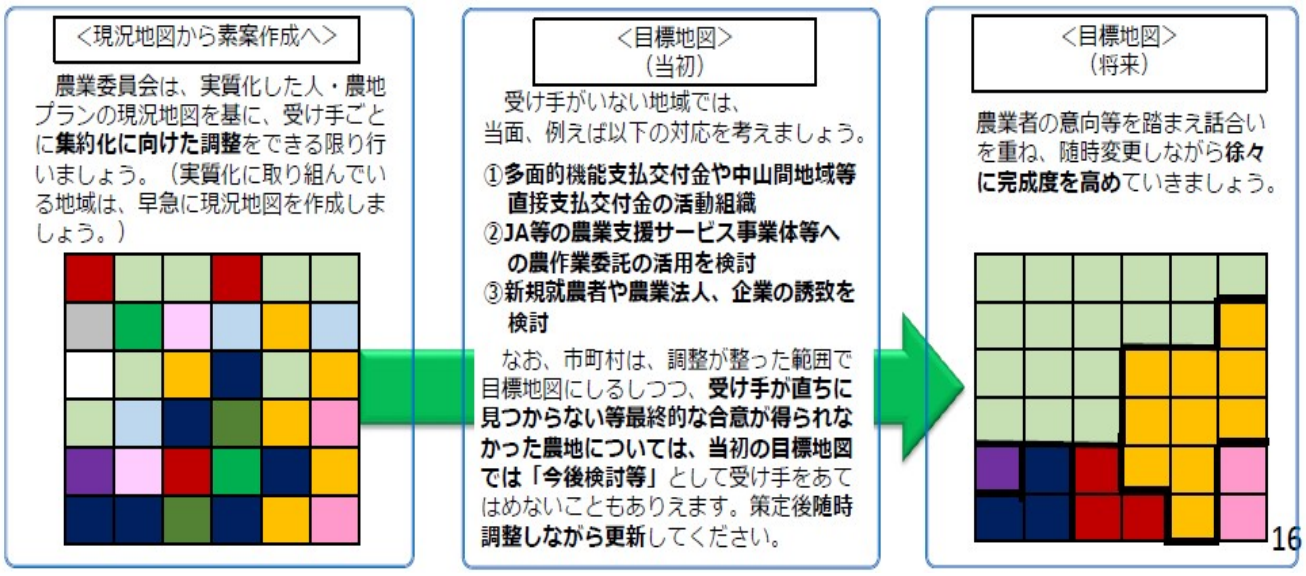

目標地図作成までのイメージ

肥料価格高騰対策

世界的な穀物需要の増加やエネルギー価格の上昇に加え、ロシアによるウクライナ侵攻等の影響により、肥料価格が急騰しています。そこで化学肥料の低減やたい肥等の国内資源の活用を進める取組を行う農業者に対し、肥料コスト上昇分の一部を支援し、農業経営に及ぼす影響が緩和されます。

●対象者：化学肥料の2割低減に向けて取り組む農業者のグループ

●対象となる肥料：令和4年秋肥～令和5年春肥。本年秋肥と来年春肥はそれぞれ別々に申請（令和4年6月～令和5年5月に購入した肥料）

●支援額：肥料コスト増加分×70％（国補助分のみの場合）

●申請に必要なもの：

①本年秋肥、来年春肥の購入価格が分かるもの（注文票・領収書等）

②化学肥料低減に向けた取組に2つ以上取り組むこと（※化学肥料低減の取組を3つ以上行う場合、県補助分の対象になり15％が上乗せされます）

●問い合わせ先：肥料を購入した販売店（JAから購入した場合はJA、肥料販売店等から購入した場合は肥料販売店等へお問い合わせください）

農業に今こそ女性の力を！

全国農業会議所では、「令和7年度までに農業委員に占める女性の割合を30％」の実現に向け、女性の農業委員・推進委員への登用促進に取り組んでいます。

基幹的農業従事者の4割は女性が占めています。農業者の話を親身に聞くコミュニケーション力や共感力などを活かし、全国で女性の農業委員・推進委員が活躍しています。

農地を守り持続可能な農業を営んでいくために、身近な田んぼや畑を次の世代に残していくために、女性の視点を農業委員会で活かしてみませんか。

遠賀町農業委員会事務局で「農業委員会における男女共同参画推進動画」のDVDを借りることができます。

がんばれ、新米くん！フレフレ応援団

イチから始めるイチゴ農家！

今古賀中央公園から西に足を運ぶと見えてくるイチゴ柄の燃料タンク。その隣のビニールハウスでイチゴを栽培しているのが榊原勲さん・貴子さんご夫婦です。今回は、福島県から遠賀町にIターンして昨年からイチゴ農家に就農した榊原さんご夫婦にお話を伺いました。

榊原さんは前職の畜産業から農家へと転職を決意し、福島県から貴子さんの地元である遠賀町にやって来ました。

北九州市と岡垣町のイチゴ農家で1年間の研修を受けた後は、ご実家の圃場に自身の手でハウスを組み立てて昨年からイチゴの栽培を始めることとなりました。

農家へ転身を決めた時は、新天地でやっていくことができるんだろうかという不安もあったそうです。しかし研修先で1年間かけて農業を経験し、貴子さんと二人で実際に畑作業に携わっていく中で、時間をある程度自由に采配することのできるこの仕事に魅力を感じるようになりました。

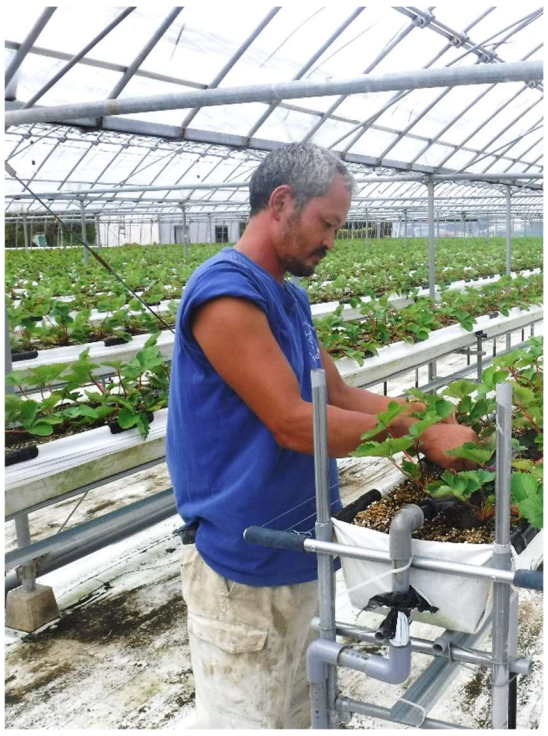

イチゴ農家になることを選んだのは、それほど広くない畑でも丁寧に世話をすることで、家族を養っていくだけの成果を得ることができるからだそうです。初めの1年間は高設の棚のハウスでイチゴ栽培を経験し、今年は新たにハウスを建て、土耕でもイチゴを栽培し始めることにしました。

取材に伺った日は、ちょうど夏に育てた苗をハウスに植え替えているところで「これからがイチゴの季節なので忙しくなります」と榊原さん（せいかん）は精悍な顔で微笑みました。

「良いことも悪いことも自分の仕事の責任はすべて自分に返ってくるところに、農業の厳しさとやりがいを感じますね。しばらくはイチゴ栽培を続けながらも、ゆくゆくは稲作にも手を広げていきたいと考えています」と、希望に瞳を輝かせながら語っていました。

そんな榊原さんご夫婦を農業委員会としても心から応援しています。

地域の皆さまも温かいご支援をお願いいたします。

榊原勲さん（左）と貴子さん（右）

農業者年金に加入しませんか？

引退後の安心した生活のために、農家みんなで助け合う農業者年金にあなたも加入しませんか？

農業者年金は、納めた保険料とその運用益を将来受給する年金の原資として積立ていき、この原資の額に応じて年金額が決まる「積立方式・確定拠出型」の終身年金です。原則65歳から生涯受け取ることができます。

保険料の額

加入者自らが月額2万円から6万7千円までの間で、千円単位で自由に選択でき、いつでも見直すことができます。

次の要件を全てクリアしていれば加入資格があります。

□年間60日以上農業に従事
□国民年金の第1号被保険者
□年齢が20歳以上60歳未満

保険料の全額が社会保険料控除になるなど税制の優遇措置もあります。また、認定農業者の方は国庫補助を受けられる場合もあります。

詳しくは農業委員会事務局まで。

復活!!農業祭!!

新型コロナウイルスの蔓延により、2年間はドライブスルー形式での開催でしたが、今年度はようやく通常形式での開催となります。

今回はテーマを「地域の農業を盛り上げよう!!復活!!農業祭!!」とし、各種イベントや農産物の販売等を通じて、地域住民とのふれあいと地域の農の恵みへの感謝の気持ちを育むことを目指します。多くの皆さんのご来場をお待ちしております。

※新型コロナウイルスの感染状況により予定は変更となる場合があります

●日時：
令和4年11月26日（土）
午後より　※植木・苗木即売のみ
令和4年11月27日（日）
午前9時30分～午後3時まで

●場所：ボートレース芦屋

農業相談を毎月実施しています！

就農、離農、農地の貸し借りや農地転用の手続き、あっせんなど農業委員がご相談にお応えします。ご相談のある方は、農業委員会事務局までお気軽にご連絡ください。

《編集》
〈髙崎洋介委員〉〈米田かおる委員〉